○飯綱町公式ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯綱町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いに関し、飯綱町有料広告掲載要綱(平成18年飯綱町告示第32号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町ホームページ 飯綱町が管理する公式ホームページ (http://www.town.iizuna.nagano.jp) のことをいう。
 - (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホーム ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

- **第3条** 町ホームページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。 (掲載可能な広告等の範囲)
- **第4条** 町ホームページに広告を掲載することができる広告主、広告の内容、広告のデザイン 及びリンク先ホームページの内容は、要綱に準ずるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

- **第5条** 広告掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 2 町長は、募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の掲出数)

第6条 町ホームページのトップページにおける広告掲載数は、その都度、掲載するページの デザイン等を考慮し町が決定する。

(広告掲載の条件)

- 第7条 広告を掲載する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとし、町が指定した位置とする。
 - (2) 広告の規格は、原則として別表1に定めるところによる。
 - (3) 広告の掲載期間は、1月単位とし、最長で6月までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の表現方法)

- 第8条 次の表現を含んだバナー広告は、誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。
 - (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等、操作手順を模した表現
 - (2) アラートマークを模した表現
 - (3) テキストボックスを模した表現
 - (4) プルダウンメニューを模した表現
 - (5) 町の実施する事業名に類似した表現
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、企画財政課企画係と協議の上、決定するものとする。

(広告の基準)

- 第9条 利用者に適切な閲覧環境を提供するため、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 画面の領域が切り替わるもの又は画面の点滅などの動きのあるものは使用しない。

(2) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(電子データの提出)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、直ちに掲載しようとする広告の電子データを 提出するものとする。

(広告主の届出義務)

- 第11条 広告主は、次の各号に該当するときは、飯綱町公式ホームページ有料広告掲載内容変 更届出書(様式第1号)により、速やかに町長に届け出るものとする。
 - (1) 広告の掲載を取下げるとき。
 - (2) 広告を差替えるとき。
 - (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
 - (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
 - (5) 前各号に規定するもののほか、飯綱町有料広告掲載申込書の記載内容に変更があった とき。

(広告主の責任等)

第12条 広告主は、掲載された広告に関連し、第3者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

(広告掲載料の返還)

- **第13条** 要綱第13条の規定により、広告掲載料の返還を受けようとするときは、飯綱町公式ホームページ広告掲載料金返還請求書(様式第2号)を町長に提出するものとする。
- 2 広告掲載料の返還は、別表に定める額とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表1(第7条関係)

項目	規 格
縦	40ピクセル
横	130ピクセル
容量	8キロバイト以内
画像形式	GIF形式(アニメ、FLASH不可)又はJPEG形式

別表2 (第13条関係)

区分	町内に事業所を 有する広告主	それ以外の広告主
当該月中の閲覧できない時間が 3時間以上24時間未満のとき	30円	60円
当該月中の閲覧できない時間が 24時間以上のとき	30円×日数	60円×日数

様式第1号(第11条関係)

飯綱町公式ホームページ有料広告掲載内容変更届出書

年 月 日

飯綱町長 様

広告主	
住所 (所在地)	
法人名 (名称)	
代表者職氏名	
担当者氏名	
連絡先(TEL)	
(FAX)	
(e-mail)	

年 月 日付で決定しました広告の掲載内容について、下記により変更が 生じたため、飯綱町公式ホームページバナー広告掲載取扱要領第9条の規定に基づき提 出します。

記

■変更内容

様式第2号(第12条関係)

飯綱町公式ホームページ広告掲載料金返還請求書

年	月	В

飯綱町長 様

広告主	
住所(所在地)	
法人名 (名称)	
代表者職氏名	
担当者氏名	
連絡先(TEL)	
(FAX)	
(e-mail)	

年 月 日付で決定しました広告の掲載について、飯綱町公式ホームページ バナー広告掲載取扱要領第13条の規定に基づき掲載料の返還を請求します。

記

掲載決定期間		年	月から	年	月((ヶ月)		
掲載枠数				枠					
リンク先URL	http://								
返還請求理由									
不掲載期間	年	月	時から	年	月	時	(日	時間)
返還請求額				円					
送 金 先									